

加古川市乳幼児発達相談指導事業実施要綱

平成 26 年 3 月 17 日
福 祉 部 長 決 定

（目的）

第 1 条 この要綱は、乳幼児に発達上問題があると疑われる場合において、心と身体の総合的な発達相談・指導を行い、疾病の進行や発達の遅れを最小限に止めることによって乳幼児の健全な発達を促すことを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この事業の対象者は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定に基づく乳幼児健康診査で発達に関する精密健診判定を受けた乳幼児及びその保護者と、乳幼児健康診査以外の母子保健事業において発達に関する支援が必要な乳幼児及びその保護者とする。

（実施方法）

第 3 条 この事業は、医師、心理相談員、保健師等の全員又はいずれかにより、次条に定める内容を行う。

（事業内容）

第 4 条 この事業では、第 2 条の対象者に対して、次のうち必要な内容を行う。

- （１） 問診
- （２） 身体計測
- （３） 発達検査
- （４） 診察
- （５） 発達に関する指導及び助言

（事後措置）

第 5 条 乳幼児発達相談を受けた結果、専門医等による診断治療が必要であると判断される場合は、速やかに専門医療機関等へ紹介することとする。

（秘密の保持）

第 6 条 この事業に携わる職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和 2 年 3 月 27 日こども部長決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和7年5月1日こども部長決定）